

答申第 176 号

平成 16 年 3 月 22 日

神奈川県地方労働委員会
会長 松田保彦 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 1 月 17 日付けで諮問された特定の労働組合に係る労働組合資格の立証に関する書類等不存在の件（諮問第 245 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定の労働組合に係る労働組合資格の立証に関する書類等を保存していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成14年12月26日付けで、神奈川県地方労働委員会(以下「地方労働委員会」という。)会長に対して、特定の労働組合(以下「本件労働組合」という。)に係る労働組合資格の立証及び予算・決算に係る一切の書類(以下「本件行政文書」という。)について、行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)をした。
- (2) これに対し、地方労働委員会会長は、平成15年1月9日付けで、神奈川県地方労働委員会事務局行政文書管理規程(以下「文書管理規程」という。)に規定する保存期間が満了しているため文書を保存していないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」という。)をした。
- (3) 不服申立人は、平成15年1月14日付けで地方労働委員会会長に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めて不服申立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書の存否について

ア 労働組合は、労働者が自由に設立できるものであるが、労働組合法(以下「労組法」という。)の定める手続に参加したり、救済を受けるためには、労働委員会の資格審査を受けなければならない。資格審査の根拠となる労組法の規定に適合する場合には、労働委員会は当該組合に対し組合資格に係る決定書の写し又は証明書を交付しなければならない。

イ 実施機関は、本件行政文書について、文書管理規程に定める保存期間を満了しているため、保存していない旨説明するが、このことは、労働委員会が準司法的権限として行うべき労働組合の資格審査及びその証明

についての管理を怠っていることを示すものであると考える。

ウ 本件労働組合の法人登記に当たり、地方労働委員会が労働組合の資格の審査を行った際に取得又は作成した文書が存在しないとは到底考えられない。

エ 予算・決算に関する書類については1年ごとの提出義務があり、少なくとも直近1年間の当該書類は保管されているはずである。

オ 本件請求の対象文書とはしていないが、地方労働委員会においては過去に労働組合の資格を証明した案件を記録した原簿すら存在せず、書類が廃棄されてしまった後は資格を証明したという事実が記録として残らず、事後の確認ができない。これも経験則に反し、許されることではない。

カ 労働組合の資格証明事務又は当該事務に関する文書保存について、一定の期限を設定して行政機関の責任を免ずる旨を定めた法令上の規定はない。したがって、労働委員会が当該組合の資格審査を行い、資格の証明をした以上、当該資格証明に関する文書について有限の保存期間を設け、保存期間満了後は当該行政文書を廃棄することができ、資格を証明した責任を免れるなどということは社会通念上許されることではない。

キ 以上のとおり、実施機関の文書不存在に係る説明そのものが、納得し得るものではなく、ゆえに不存在を理由にした本件処分を認めることはできない。

(2) その他

実施機関が文書管理を行う際に根拠とする文書管理規程についても疑問がある。まず、実施機関は、資格立証に係る書類を一定期間保存することをもって足りるとしているが、その根拠が明らかにされていない。さらに、原簿等の作成・保管について定めた特別規定がないことを理由に、保管義務がない旨説明するが、一方で1年という特定の保存期間(不当労働行為救済申立てに係る審査については5年)を実際に設けている根拠も不明である。

労働組合が憲法や労組法で保障されたものであり、また、法に適合する労働組合の態様が多くの一般組合員の生活や働く権利の保障という重大な

問題に影響を及ぼすことを考えるならば、実施機関が短期の保存期間を定めることは、組合資格の証明事務の処理ないし管理の責任を早期に免れるための怠慢行為であると考ええる。

実施機関は、法令にのっとり適正に事務処理を行っており、文書管理についても基準を設けて適正に行っている旨説明しているが、根拠が明らかでないままに文書管理規程において保存期間を定めていること自体が失当であると考ええる。

このように、実施機関の文書管理規程は合理的とはいえず、これを根拠とする説明は、相当性を欠き社会通念に反するものとして認めることはできない。

4 実施機関（地方労働委員会事務局審査課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件行政文書の存否について

ア 労働組合は、不当労働行為の救済申立てをするとき、法人登記をするとき、労働委員会労働者委員の推薦をするときなど一定の事由に該当する場合に、労組法第5条第1項及び労働委員会規則第22条の規定に基づき、労働委員会に証拠を提出して労組法の規定に適合する組合であることを立証しなければならない。労働委員会は、その立証を受けて審査の上、当該労働組合が労組法の規定に適合しているか否かを決定し、適合している場合に当該労働組合に組合資格に係る決定書の写し又は証明書を交付する。

本件行政文書の一部を構成する予算・決算に係る書類は、労働組合が資格立証の際に証拠として労働委員会に提出するものであり、資格立証がされなければ提出はされず、それ以外の場合に、労働組合が労働委員会に対して予算・決算に係る書類を提出する義務についての規定はない。

このように、実施機関では、労働組合の資格審査に関して労組法及び労働委員会規則の規定に基づき事務処理を行っており、その際に労働組合資格の立証及び予算・決算に係る書類を取得又は作成することになる。

イ また、実施機関が管理する行政文書の保存期間については、文書管理

規程第 52 条第 2 項で「課長は、行政文書について、別表の保存期間の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の行政文書の類型の欄に掲げる類型に基づき、保存期間を設定しなければならない」と規定され、これに基づき、文書管理規程別表（第 52 条関係）が定められている。

本件行政文書のうち、不当労働行為救済申立てに係る資格審査に関するものについては、同別表の保存期間の区分の欄「5 年保存とするもの」のうち、行政文書の類型の欄「6 労働争議のあっせん、調停、仲裁、不当労働行為に関する行政文書(命令書を除く。)労働組合の資格審査、地方公営企業の非組合員の範囲認定に関するもの」に分類し、その余のものについては、保存期間の区分の欄「1 年保存とするもの」のうち、行政文書の類型の欄「7 証明に関するもの」に分類している。

ウ したがって、平成 13 年 4 月 1 日(不当労働行為救済申立てに係る資格審査にあっては平成 9 年 4 月 1 日)から本件処分の通知日までの期間に、本件労働組合から資格の立証があった場合又は当該労働組合の資格を上記期間内に審査し、若しくは決定書の写し若しくは証明書の交付を行った場合には、本件行政文書を保存していることになるが、本件行政文書は、実際に保存されていない。

エ また、過去に行った資格審査に係る案件の概要は、神奈川県地方労働委員会公益委員会議議事録及び神奈川地労委年報に登載され、記録として確認し得るが、上記の期間内に本件労働組合から実施機関へ資格の立証がされた事実も、また実施機関において当該労働組合に係る資格の審査等を行った事実も認められない。

以上のことから、本件行政文書を実施機関が管理していないため、不存在として公開を拒む決定を行った。

(2) その他

労働組合の資格の審査・決定は、立証時点において当該労働組合に不当労働行為救済申立て、法人登記等を行うことができる資格があるかどうかを審査し、決定するものにすぎず、新たに何らかの権利等を付与するものではない。

したがって、当該審査・決定に関する文書については、立証に係る一件

書類を一定期間保存することをもって足り、台帳等を作成し、保管する必要があるものではない。なお、原簿等の作成・保管について定めた法令の規定はない。

実施機関では、こうした事情を考慮しつつ、保存が必要であると思われる期間を勘案し、その結果を文書管理規程第 52 条に反映させているところである。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、不服申立人からの口頭による意見聴取及び実施機関の職員からの口頭による説明の聴取に代えて、不服申立人及び実施機関の双方に対し文書による照会をした。その回答の結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 不服申立人は、労働委員会が労働組合資格の審査を行い、これを証明した以上は、当該資格証明に関する文書について有限の保存期間を設け、保存期間満了後はこれを廃棄して、資格を証明した責任を免れるなどということは許されない旨主張する。

しかしながら、労組法の規定の趣旨等からすると、労働委員会における労働組合の資格立証に係る事務は、立証時点において当該労働組合に不当労働行為救済申立て、法人登記等を行うことができる資格があるかどうかを審査し、決定するものにすぎず、新たに何らかの権利等を付与するものではないものと認められ、当該労働組合のその後における資格の有無の状況について継続的に管理する必要があるとまでは考え難い。

したがって、労働組合の資格証明に関する文書について有限の保存期間を設け、保存期間満了後に廃棄することが不当であるとは解されない。

なお、前記 3 (2) における、実施機関が根拠を明確にしないまま、文書管理規程で短期の保存期間を定めていることが不当である旨の不服申立人の主張については、当審査会は意見を述べる立場にない。

以上のことからすると、本件行政文書を、不当労働行為救済申立てに

係る資格審査に係るものについては、同別表の保存期間の区分の欄「5年保存とするもの」のうち、行政文書の類型の欄「6 労働争議のあつせん、調停、仲裁、不当労働行為に関する行政文書（命令書を除く。）労働組合の資格審査、地方公営企業の非組合員の範囲認定に関するもの」に分類し、その余のものについては、保存期間の区分の欄「1年保存とするもの」のうち、行政文書の類型の欄「7 証明に関するもの」に分類しているとの実施機関の説明は、首肯できる。

イ また、地方労働委員会が行った組合資格審査に係る事件の概要は、神奈川地労委年報に記載されているため、当審査会が同年報を見分したところ、平成9年4月1日以降、本件労働組合が労働組合の資格の立証を行った記録又は地方労働委員会が本件労働組合に係る資格の審査等を行った記録は存在しなかった。

ウ 不服申立人は、その異議申立書において、予算・決算に関する書類については1年ごとの提出義務があり、少なくとも直近1年間の当該書類は保管されているはずである旨主張していたが、かかる提出義務を定めた法令の規定はなく、不服申立人も、その後の当審査会からの照会に対する回答において、当初の主張を変更したものと認められる。

エ また、不服申立人は、地方労働委員会においては過去に資格を証明した案件を記録した原簿が存在せず、書類が廃棄されてしまった後は資格を証明したという事実が記録として残らない旨主張する。

しかし、前記イで述べたとおり、地方労働委員会において過去に資格を証明した案件の概要については、神奈川地労委年報に記録されていることが認められる。

オ 以上のことから、本件行政文書が保存期間満了により既に廃棄されて存在しないとの実施機関の説明は、首肯できる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成15年 1月17日	諮問
1月28日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
2月26日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
3月 3日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
7月23日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
11月17日 (第28回部会)	審議
12月25日 (第29回部会)	審議
平成16年 1月20日 (第30回部会)	審議
2月17日 (第31回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	獨 協 大 学 教 授	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	部 会 員
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	部 会 員
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年3月22日現在)(五十音順)